

大阪府食品衛生法施行条例 別表第二（第7条関係）抜粋

項	区分	金額	
1	飲食店営業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	営業を露店により行う場合にあっては8,000円、それ以外の場合にあっては16,000円
		更新の場合	営業を露店により行う場合にあっては6,400円、それ以外の場合にあっては12,800円
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	9,600円
		更新の場合	7,600円
3	食肉販売業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	9,600円
		更新の場合	7,600円
4	魚介類販売業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	9,600円
		更新の場合	7,600円
5	魚介類競り売り営業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
6	集乳業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	9,600円
		更新の場合	7,600円
7	乳処理業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
8	特別牛乳搾取処理業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
9	食肉処理業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
10	食品の放射線照射業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
11	菓子製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	14,000円
		更新の場合	11,200円
12	アイスクリーム類製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	14,000円
		更新の場合	11,200円
13	乳製品製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
14	清涼飲料水製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
15	食肉製品製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円

項	区分	金額	
16	水産製品製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	16,000円
		更新の場合	12,800円
17	氷雪製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
18	液卵製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
19	食用油脂製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
20	みそ又はしょうゆ製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	16,000円
		更新の場合	12,800円
21	酒類製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	16,000円
		更新の場合	12,800円
22	豆腐製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	14,000円
		更新の場合	11,200円
23	納豆製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	14,000円
		更新の場合	11,200円
24	麺類製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	14,000円
		更新の場合	11,200円
25	そうざい製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
26	複合型そうざい製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
27	冷凍食品製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
28	複合型冷凍食品製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
29	漬物製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	14,000円
		更新の場合	11,200円
30	密封包装食品製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円
31	食品の小分け業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	14,000円
		更新の場合	11,200円
32	添加物製造業に係る営業許可を受けようとする者	新規の場合	21,000円
		更新の場合	16,800円